b　類似工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建築規模及び用途　⑷③アＢｂｉに同じ。
ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。

イ　建設共同体が、同一工種の工事を分担業務共同実施により工事施工等業務を行う場合、一者が代表企業実績を有し、その他の構成員は平成７年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を全て満たす工事の施工実績（以下「構成員実績」という。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

Ａ　工種　建築一式工事　下記ａ又はｂの要件を満たす工事の施工実績を有すること。
ａ　同種工事　下記ｉの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。
ｂ　類似工事　下記ｉの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂｉに同じ。

Ｂ　工種　電気工事　下記ａからｃまでのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
ａ　同種工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。
ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備
ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。
ｂ　類似工事１　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂｉに同じ。
ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備
ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。
ｃ　類似工事２　下記ｉからⅳまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ⅱ　階数　地上５階以上
ⅲ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備
ⅳ　上記ｉからⅲまでは同一工事の実績であること。

Ｃ　工種　管工事　下記ａからｃまでのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
ａ　同種工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。
ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。
ｂ　類似工事１　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂｉに同じ。
ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。
ｃ　類似工事２　下記ｉからⅳまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ⅱ　階数　地上５階以上
ⅲ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅳ　上記ｉからⅲまでは同一工事の実績であること。

ウ　異工種建設共同体が、上記アのＡからＣまでの工種ごとに分担業務分割実施により工事施工等業務を行う場合、各々が実施する工種について、建築一式工事を担当する建設企業にあっては代表企業実績のうちＡを、電気工事を担当する建設企業にあっては代表企業実績のうちＢを、管工事を担当する建設企業にあっては代表企業実績のうちＣを有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目をさらに分割して工事を分担する場合は、各々分割する工事種目毎に、電気工事を担当する建設企業にあっては構成員実績のうちＢを、管工事を担当する建設企業にあっては構成員実績のうちＣを有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

④　次のアからウまでの工種毎（電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は工事種目毎）に、それぞれの要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。競争参加資格確認申請書提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしてなければならない。

ア　工種　建築一式工事
Ａ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
Ｂ　平成７年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｃまでのいずれかの要件を満たす新築の建築一式工事を施工した経験を有すること。ただし、電気工事及び管工事、又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合、監理技術者又は主任技術者にあっては、当該設備工事を含む建築一式工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。
ａ　同種工事　下記ｉの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。
ｂ　類似工事１　下記ｉの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂｉに同じ。
ｃ　類似工事２　下記ｉからⅳまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ⅱ　構造　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
ⅲ　階数　地上５階以上かつ地下１階以上
ⅳ　上記ｉからⅲまでは同一工事の実績であること。

Ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

Ｄ　当該工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者（建築一式工事として行う場合に配置する技術者を含む）（以下「配置予定技術者」という。）及びその他構成員の配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　工種　電気工事
Ａ　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
Ｂ　平成７年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｃまでのいずれかの要件を満たす新築の電気工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。
ａ　同種工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事
ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。